

広島県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定施設機関の施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
まつたに鍼灸整骨院 （柔道整復）	安芸郡海田町窪町四番地 四六 サンシャミビル 二〇一	安芸郡海田町窪町四番地 四八 三宅ビル二階	令和七年四月一日
まつたに鍼灸整骨院 （はり・きゅう）	安芸郡海田町窪町四番地 四六 サンシャミビル 二〇一	安芸郡海田町窪町四番地 四八 三宅ビル二階	令和七年四月一日